徳島県建設工事請負業者選定要綱

昭和40年11月29日監第1639号 最終改正 平成29年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、徳島県事務決裁規程(昭和42年徳島県訓令第160号)及び徳島県事務 委任規則(昭和42年徳島県規則第16号)により各部課(局)長及び出先機関の長がその権 限に基づいて発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について請負業者 (以下「業者」という。)を公正かつ適切に選定するために定める。
- 2 随意契約について、特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、請 負業者を選定することができる。ただし、この場合において、第8条以下各条の規定を準用す る。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、昭和58年徳島県告示第50号(建設工事の請負契約に係る一般競争入 札及び指名競争入札参加資格審査要綱)第5条の規定により、等級別に格付けされた者とする。

第2章 業者の格付け基準

(格付け)

第3条 業者の格付けは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定 に基づく経営事項の審査の結果算定された客観的事項(経営規模、経営状況、技術力等)によ る客観点数及び昭和58年徳島県告示第50号第5条第1項第2号の規定に基づく基準による 審査の結果算定された主観的事項(工事成績、厚生年金基金加入、技術力、資格停止等)によ る主観点数を合計した格付点数により、別表に掲げるとおり区分する。

(等級別格付けの有効期間)

第4条 昭和58年徳島県告示第50号第5条の規定による等級別格付けの有効期間は、当該決定のあった日から起算して、翌年(県外業者については2年後)の等級格付けの決定の前日までとする。

(等級別発注金額)

第5条 建設工事の等級別上限発注金額は、別表のとおりとし、等級別発注金額については別に 定めるものとする。

第3章 適格業者の選定

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の等級別発注金額に対応する等級以上の等級の資格を 有する業者のうちから選定するものとし、選定方法については、別に定めるものとする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別の理由があるとき は、前条の規定にかかわらず適格業者を選定できる。

第4章 建設工事審査委員会

(委員会の設置)

第8条 建設工事における業者の選定を、公正かつ適切にするとともに、適正な契約の履行を確保するため、建設工事審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、業者の工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

(組織)

- 第9条 委員会は、建設工事に係る入札を所掌する部局ごとに次の職にある委員及び臨時委員を もって組織する。
 - (1) 徳島県事務決裁規程による部課(局)長が入札を執行するもの(本条第2号及び第3号の場合を除く。)

部長及び部長の指名する職員

- (2) 徳島県事務決裁規程による出納局長が入札を執行するもの 建設工事を所掌する部ごとに部会を置き、出納局長及び部会ごとに出納局長が指名する 職員
- (3) 徳島県事務決裁規程による公共入札室長が入札を執行するもの公共入札室長及び公共入札室長が指名する職員
- (4) 徳島県事務委任規則による総合県民局の長並びに東部農林水産局長及び東部県土整備局長(以下「局長等」という。)が執行する入札については、次による。
 - ①請負対象額が1億円を超え2億円未満のもの 局長等及び局長等が指名する職員
 - ②請負対象額が1億円以下のもの

総合県民局の部長(以下「局部長」という。)又は東部農林水産局副局長若しくは東部県土整備局副局長(以下「局部長等」という。)及び局部長等の指名する職員(局部長が在所していない庁舎にあっては、総合県民局の長の指名する副部長(以下「副部長」という。)及び副部長の指名する職員)

(委員長)

- 第10条 委員長は、当該建設工事に関する事務を所掌する部局長(前条第2項の規定による出納局長が入札を執行するものにあっては出納局長、前条第3項の規定による公共入札室長が入札を執行するものにあっては公共入札室長及び前条第4項の規定による局長等が入札を執行するものにあって局長等又は局部長等若しくは副部長)及び出先機関の長をもって充てる。
- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、臨時に必要と認めるときは、関係職員のうちから臨時委員を指名することができる。

(会議)

- 第11条 会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、委員長の指定する課(係)又は担当において処理する。

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5章 補則

(職務上の秘密保持)

第14条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事がらを他に漏らしてはならない。

(事務手続等)

第15条 建設工事の部内における事務手続(第13条を除く。)様式等は、各部長が別に定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この要綱は、昭和40年12月10日から施行する。

○徳島県建設工事萌貝乗有選足安榊男3朱別衣 (H 2 9 . 4 . 1 改正)						
建	設 工	事の1	重類	等 級	格付点数	発注上限金額
土と水解	木 一 び・土工・ 道 施 体	式 エ ・コンクリー 設 エ エ	上事	特A B C D	1,287以上 710以上 671以上 382以上 381以下	2億円未満 5000万円未満 2000万円未満 1000万円未満
建	築一	式工	事	特A A B C	1,064以上 673以上 531以上 530以下	2億円未満 7000万円未満 2500万円未満
電	気	工	事	A B C	900以上 780以上 779以下	 4000万円未満 2000万円未満
電	気 通	信工	事	A B C	800以上 500以上 499以下	2000万円未満 500万円未満
管	-	Ľ	事	A B C	780以上 710以上 709以下	 3000万円未満 1500万円未満
鋼	構造	物工	. 事	A B C	980以上 800以上 799以下	 4 5 0 0 万円未満 2 0 0 0 万円未満
ほ	装	エ	事	A B C	910以上 780以上 779以下	 300万円未満 1000万円未満
l	ゅんも	せっこ	工 事	A B C	760以上 630以上 629以下	 4 5 0 0 万円未満 2 0 0 0 万円未満
塗	装	工	事	A B C	7 4 0以上 6 6 0以上 6 5 9以下	 5 0 0 万円未満
防	水	工	事	A B C	740以上 680以上 679以下	 5 0 0 万円未満
機	械 器 具	設 置	工 事	A B C	700以上 650以上 649以下	 1000万円未満 500万円未満
造	園	エ	事他	A B C	760以上 640以上 639以下	 5 0 0 万円未満
そ	その			*		

- 注1 土木一式工事の格付けについては、業者数を格付点数の高い順に特A…上位30社、A…特Aの次位220社、B…Aの次位250社、C…Bの次位350社、D…それ以外とし、それぞれの等級の最下位順位業者に対応する格付点数を表にした。 なお、ある等級の最下位順位に該当する業者が複数ある場合は、そのいずれの業者も当該等級に格付けするものとし、次位等級はその次の順位の業者から規定業者数を選定する。
- 注2 建築一式工事の格付け方法も土木一式工事と同様とするが、業者数については格付 点数の高い順に特A…上位30社、A…特Aの次位70社、B…Aの次位80社、C …それ以外とする。
- 注3 各業者の格付けについては、第3条別表の格付点数のほか、格付けのその他基準(技術者条件、完成工事高条件)による。
- 注4 とび・土工・コンクリート工事は、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年 法律第55号)による改正建設業法の施行後においても従前の区分によるものとし、 その等級及び格付点数は、平成28年6月1日より前に経審を受けた事業者は、「と び・土工・コンクリート」の数値を、同年6月1日以降に経審を受けた事業者は「と び・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の数値を使用して算定する。
- 注5 解体工事の等級及び格付点数は、「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置) 」の数値を使用して算定する。

格付けのその他の基準

平成29年4月1日最終改正

徳島県建設工事請負業者選定要綱第3条別表注3に規定する格付けのその他の基準(技術者条件、完成工事高条件)は次のとおりとする。

1 技術者条件

土木一式工事及び建築一式工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に 関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。

建設工事の種類	等 級	技	術	者	条	件
	特A	技術職員	1 2 人以上	(内1級6	人以上)	
	Α	技術職員	6人以上	(内1級3	人以上)	
土木一式工事	В	技術職員	3人以上	(内1級1	人以上)	
	С	技術職員	2人以上			
	D	条件なし				
	特A	技術職員	8人以上	(内1級3	人以上)	
建築一式工事	Α	技術職員	5人以上	(内1級2	人以上)	
	В	技術職員	3人以上	(内1級1	人以上)	
	С	条件なし				

注 この技術職員数は、経営規模等評価の審査基準日において1年以上継続して雇用されている技術者のうち、「格付けに係る技術者」として当該業種に割り当てられた者の数である。

なお、技術者の割当は1人2業種以内となっているため、実際に当該業種を担当できる技術者数とは一致していない場合がある。

2 完成工事高条件

建設工事の種類の等級ごとに定められている発注上限金額を基準とした完成工事高条件を設定し、格付点数に関係なくその基準に満たない年間平均完成工事高の者は当該発注上限金額に対応する等級とする。ただし、しゅんせつ工事は対象外とする。

なお、完成工事高条件は直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高に基づくものとする。

建意	у Т.	事の	種類	等 級	完成工事高条件(税込)
± とび	木 一	式 • コンクリー	工事	特A A B C D	2億円以上 5000万円以上 2000万円以上 1000万円以上 1000万円未満
建	築一	式	工事	特A A B C	2億円以上 7000万円以上 2500万円以上 2500万円未満
電	気	エ	事	A B C	4000万円以上 2000万円以上 2000万円未満
電	気 通	信	工事	A B C	200万円以上 500万円以上 500万円未満
管		エ	事	A B C A	3000万円以上 1500万円以上 1500万円未満
錮	構造	物	工事	B C	4500万円以上 2000万円以上 2000万円未満
ほ	装	エ	事	А В С	3000万円以上 1000万円以上 1000万円未満
l n	ル ん	せっ	工事	A B C	4500万円以上 2000万円以上 2000万円未満
塗	装	工	事	A B C A) 500万円以上 500万円未満
防	水	エ	事	A B C	500万円以上 500万円未満
機械	: 器 具	. 設置	工事	A B C	1000万円以上 500万円以上 500万円未満
造	園	エ	事	A B C) 500万円以上 500万円未満
_ そ 注 1		のエーン	他 ノクリート	※ フまは 7	

注1 とび・土工・コンクリート工事は、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)による改正建設業法の施行後においても従前の区分によるものとし、その等級は、平成28年6月1日より前に経審を受けた事業者は、「とび・土工・コンクリート」の数値を、同年6月1日以降に経審を受けた事業者は、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の数値を使用して決定したものとする。

注2 解体工事の等級は、「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の数値を使用して決定したものとする。